

いおかせ



No.337 2020 3月号

- 第8回税に関する絵はがきコンクール.....2~3
- 法人会事業報告.....4~5
- 医療百話「地中海式ダイエット」.....5
- 第109回税金よもやま話
- 「雑損控除～災害や盗難にあったら還付申告を～」.....6
- 第34回「知って得する？」社労士の独り言
- 「4月に施行・適用時期が到来する労働法について」.....7
- 新入会員紹介(9月~12月).....8~9
- 地域の会員企業紹介.....10
- おじゃましました小会員訪問
- Vol.030 小料理さかねやさん.....11

第8回

藤沢法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。令和元年度は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にある小学校の協力を得て、応募総数1047作品の中から14作品を表彰させていただきました。

最優秀賞



藤沢市立八松小学校 横山 莉緒さん

入賞

藤沢税務署長賞

藤沢法人会会長賞



茅ヶ崎市立鶴が台小学校
山口 里澄さん



藤沢市立八松小学校 濱田 愛結さん

女性部会長賞



藤沢市立羽鳥小学校
新岡 奏音さん



税に関する 絵はがきコンクール 応募総数 1047 枚



藤沢市立羽鳥小学校
柴 奈名美さん



藤沢市立羽鳥小学校
矢辺 想夏さん



藤沢市立浜見小学校
望月 菜緒さん



藤沢市立富士見台小学校
古原 芙胡さん



藤沢市立本町小学校
岡部 千晴さん

入選



茅ヶ崎市立鶴が台小学校
和嶋 杏さん



藤沢市立八松小学校
桑田 知輝さん

選考会の様子

2月3日に藤沢法人会館にて、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品選考会を開催しました。選考メンバーには、川上会長、西尾青年部会長、女性部会役員のほか、藤沢税務署より山口署長、繪柳法人課税担当副署長、加藤税務広報広聴官、寛税務広報広聴官、下田統括官、西村上席をお迎えに行いました。選考にあたり、どの作品も税に関する様々な思いが込められ、選考は難航しましたが、最優秀賞をはじめとする14作品を選びました。



茅ヶ崎市立小和田小学校
中村 美友さん

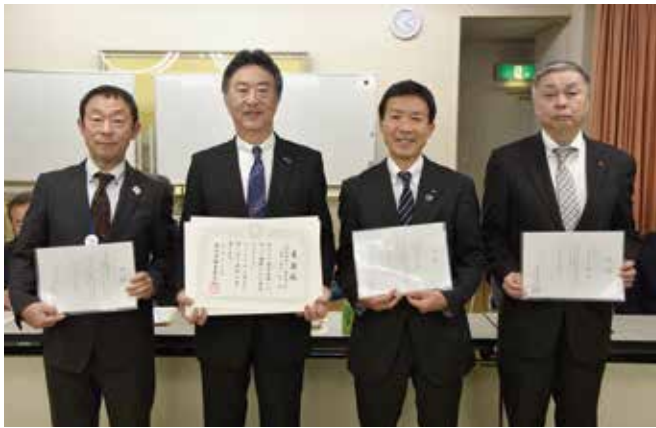


茅ヶ崎市立小和田小学校
小澤 夏希さん



藤沢市立八松小学校
大原 寧さん

チャリティー基金を藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町へ寄付



令和2年1月29日に開催された本部理事会の前段にチャリティー寄金贈呈式を行いました。

これは、昨年10月28日、湘南カントリークラブに於いて開催されたチャリティーゴルフ大会で集められた寄金を、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に対し、児童の育成を目的として使っていただけるよう寄付するものです。

当日は、藤沢市教育委員会より教育総務課参事佐藤 茂様、茅ヶ崎市役所よりこども育成部長高木 邦喜様、寒川町役場より健康こども部長伊藤 研様にご出席を頂き、川上会長より下記の金額を贈呈しました。なお、寄贈金額は管轄の総務委員会の決議によりチャリティーゴルフ大会の参加者割合により算出しております。

藤沢市教育委員会：126,000円 茅ヶ崎市役所：95,000円 寒川町役場：58,000円

青年部会租税教室

12/17 藤沢市立富士見台小学校

6年生3クラス120名



12/18 藤沢市立八松小学校

6年生4クラス121名



1/10 藤沢市立湘南台小学校

6年生4クラス133名



青年部会では、租税教育活動の一環として、藤沢市立富士見台小学校と八松小学校、湘南台小学校で6年生を対象に租税教室を開催しました。

富士見台小学校は早川部会員と吉田部会員、八松小学校は吉原副部会長と富田副部会長、湘南台小学校は富田副部会長と木村副部会長、入内嶋副部会長と岸本部会員それぞれがペアで講師となり、“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらいました。

また、女性部会でも、租税教育活動を行っており、租税教室で得た知識や感想を“絵はがき”にすることで、税に対する理解をより深めてもらう“税に関する絵はがきコンクール”も行っております。(2～3頁参照)

1/22

参加人数69名

女性部会賀詞交歓会(湘南クリスタルホテル)



女性部会の新年賀詞交歓会が、湘南クリスタルホテルで開催され、69名が参加されました。

今回のアトラクションは紙切り！日本では紙切りをされる芸人さんは8人おり、うち女性は2人だそうで、そのうちの1人、女流紙切り芸人の三遊亭絵馬さんをお招きし、その場で参加者からのお題に応じ、鉄も口も絶えず動かし、繊細な技術とユーモアあふれるトークで盛り上げていただきました。

お詫びと訂正

しおかぜ1月号(No.336号)P6で下記の通り誤表示がありましたことをお詫び申し上げます。

●10/21 藤沢西支部研修会&懇親会 大内和利(誤) 大内一敏(正)

1/24金

参加人数22名

藤沢北・北東支部 新春の集い(湘南クリスタルホテル)



藤沢北・北東支部の合同事業として新春の集いが、湘南クリスタルホテルで開催され、22名が参加されました。アトラクションはシャンソン歌手の上田淳子さんをお招きし、シャンソンショーと抽選会を開催しました。

2/3月

参加人数21名

第7回藤法レディースアカデミー第3講座 (藤沢法人会館)



第7回藤法レディースアカデミー第3講座では、弊社理事で、社会保険労務士の澤邑重夫氏をお招きし、“見直していますか？就業規則！”～トラブル回避のために必要なこと～と題する研修を行いました。

2/6木

参加人数60名

寒川支部ボウリング大会(寒川セントラルボウル)

〈男性グループA〉

- 1位 中野邦夫氏
〈有湘南ライン〉
- 2位 荒木年男氏
〈三洋興産株〉
- 3位 青笹善治氏

〈男性グループB〉

- 1位 杉山浩章氏
〈有杉山板金業〉
- 2位 水島伸次氏
〈株サンエーサンクス〉
- 3位 小林 崇氏
〈株湘南ユニテック〉

〈女性グループA〉

- 1位 佐藤明美氏
〈株西湘土木〉
- 2位 青嶋たつ子氏
〈有小谷木型製作所〉
- 3位 浜村正子氏
〈株西湘土木〉

〈女性グループB〉

- 1位 高橋妙子氏
〈株張替工業〉
- 2位 亀井美和子氏
〈株奈川物産株〉
- 3位 長谷川成美氏
〈株土喜土喜キッチン〉

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



地中海式ダイエット

●地中海式ダイエットとは、1960年代までのギリシャと南イタリアで典型的だった食事スタイルによるダイエット法です。特徴は、次の7項目に集約されます：①野菜と果物の摂取量が多い、②シリアルやパン、特に全粒粉を使ったものを多く食べる、③ナッツ類、ベリー類、豆類、イモ類の摂取が多い、④オリーブオイルが主要な脂質源である、⑤魚、鶏肉、乳製品を少量から中等量食べ、赤身肉(牛肉、羊肉など)の摂取は少ない、⑥卵の摂取は週に4回以下、⑦少量から中等量のワインを食事と一緒に飲む。

●地中海式ダイエットの有用性を裏付ける研究

1. 「リヨンダイエット心臓研究」：世界の「美食の都」、フランスのリヨンで、心筋梗塞を発症した70歳未満の人たちを、①地中海スタイルの食事摂取群(219人)、②通常の食事摂取群(204人)の2つの群に無作為に振り分け、その後の5年間の心筋梗塞再発率、心臓病による死亡、心不全、脳卒中の発生率を検討しました。その結果、心筋梗塞の再発または心臓病による死亡のどちらかが起こる率は1年間、100人当たり、

①地中海スタイルの食事摂取群で1.24人、②通常の食事摂取群で4.07人であり、地中海式ダイエットによって心血管病のリスクが72%低下したというデータが得られました。

2. 「ナースの健康研究(医療従事者追跡調査)」：アメリカの約11万人の看護師を8～14年間追跡調査した研究です。野菜と果物を摂る量が多い(1日当たり平均女性10.2品目、男性9.2品目)人たちは、摂取量が少ない(1日あたり女性2.9品目、男性2.6品目)人たちに比べて、脳卒中を起こすリスクが31%低下していたと報告されています。

3. 「ナースの健康研究」：アメリカの女性看護師8万人を対象とした研究です。週に5回以上魚を食べる人のグループでは、まったく食べない人のグループに比較して脳卒中のリスクは半分以下に低下していたと報告されています。

4. 「医師の健康研究」：アメリカの男性医師2万人を対象とした研究です。魚を月に1回未満しか食べない人に比べると、週に1回以上食べる人の突然死のリスクは0.48に低下したと報告されています。

5. 「オリーブオイル消費量と心筋梗塞既往後の死亡率：イタリアでの研究」：心筋梗塞既往後のイタリア人11,323人を6年間にわたり、死亡率(原因を問わない)とオリーブオイル摂取の関係を検討した前向き研究です。オリーブオイルを“全く摂取しない”、あるいは“時々摂取する”という人に比較すると、“よく摂取する”人の死亡率は23%低く、“毎日摂取する”人の死亡率は29%低かったとの結果が得られています。

●成功加齢の条件の一つとして、「より良い生活習慣を身につけること」が挙げられており、地中海式ダイエットはより良い食生活習慣の1例と考えられます。各人の好みに合わせて食生活に取り入れてみてはいかがでしょうか。

雑損控除 ～災害や盗難にあったら還付申告を～

昨年は、最強クラスの台風が相次いで直撃し、甚大な被害をもたらしました。特に台風 15 号や 19 号の豪雨や強風により住宅や建造物の破損、浸水被害が相次ぎ、各地で大きな被害が発生しました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

こういった自然災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた方は、雑損控除として一定の金額が所得から控除されます。自宅等の修繕をしたり使えなくなった家財や車両があった場合、この制度を適用して税金を取り戻すことができるかもしれません。

雑損控除の金額

所得控除できる金額は、次の二つのいずれが多い方の金額です。

- ・ 差引損失額－総所得金額等×10%
- ・ 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

- (注1)「差引損失額」とは、資産に生じた損害金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額です。
- (注2)「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額などです。
- (注3) 雑損控除は納税者本人だけでなく、生計をともにする配偶者や親族が所有する家財などの損害にも適用されますが、その人の総所得等の金額が38万円以下の場合に限られます。

損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後に繰越して、各年の所得金額から控除することが出来ます(3年間まで)。

なお、雑損控除では盗難や横領などの犯罪により被害を受けた場合も対象となりますが、含まれない項目に「恐喝」や「詐欺」などが該当します。これらは、本人が回避できる可能性があると考えられていますので、税務上の救済が受けられません。

災害減免措置の利用

自然災害による損失で、差引損失額が住宅や家財の時価の50%以上である場合には雑損控除のかわりに災害減免法を適用することができます。

減免される所得税額は、以下の通りです。

その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
750万円超 1000万円以下	4分の1の軽減
1000万円超	対象外

雑損控除を選択した場合には住民税においても雑損控除が適用され減免されますが、災害減免法による軽減免除は所得税の税額控除となり住民税には適用されませんので、別途住民税の雑損控除の申告も必要となります。

雑損控除・災害減免措置を受けるための手続き

この控除を受けるためには所得税の確定申告が必要です。災害関連支出の金額に関する領収書等は、申告書に添付するか申告書を提出する際に提示する必要があります。

またこの場合は還付申告ですので、申告年の翌年1月1日から5年間有効です。つまり去年2019年の還付金は2024年12月31日までに申告すれば還付を受けることができます。

雑損控除と災害減免措置はいずれか一方しか適用できません。例えば、年間所得より損害額が大きいときは、雑損控除の方が繰越控除を受けられますので有利といえます。どちらを適用するかよく考えて申告しましょう。

より詳しくは、国税庁発行のリーフレット「災害により被害を受けられた方へ」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0018008-045/pdf/fukko-tokubetsu.pdf>
をご参照下さい。

「知って得する？」社労士の独り言 第34回

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

4月に施行・適用時期が到来する労働法について

働き方改革関連法を始め、4月1日から施行・適用時期が到来する法律の一覧および必要と思われる法律について概要を示しました。

1. 働き方改革関連法による各改正事項の施行・適用時期

働き方改革関連法による各改正事項の施行・適用時期

被改正法律・項目	内 容	大企業	中小企業
雇用対策法	働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」を定めることとする	平成30年 7月6日	
労働基準法	労働時間の上限(第36条等)	時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定。(罰則付)	
	高度プロフェッショナル制度の創設(第41条の2)	職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする	
	年5日の年次有給休暇の取得義務(第39条第7項)	使用者は10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について毎年時季を指定して与えなければならないこととする	
	フレックスタイム制見直し(第32条の3)	フレックスタイム制の清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長	
	中小企業における割増賃金率の猶予措置廃止(第138条)	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止	
労働時間等設定改善法	勤務間インターバル制度の普及促進、事業主への取引上配慮すべき事項に関する責務の規定など	平成31年 4月1日	
労働安全衛生法、じん肺法	産業医・産業保健機能の強化、管理監督者等を含む労働者を対象とした労働時間の状況の把握の義務化など	平成31年 4月1日	
パートタイム・有期雇用労働法	短時間・有期雇用労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日
労働者派遣法	派遣労働者について、①不合理な待遇差を解消するための規定の整備、②待遇差の内容・理由等に関する説明の義務化、③裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備など	令和2年 4月1日	

2. 平成28年雇用保険制度の改正(平成28年3月29日に成立)

64歳以上の方の雇用保険料の免除が終了し、高齢者の雇用を一層推進するため、令和2年4月1日から64歳以上の方の雇用保険料の徴収が始まります。現在保険料が免除されている65歳以上の方へ、保険料徴収再開の周知をされることをお勧めします。

3. 労働基準法の消滅時効期間改正法案の概要

民法の一部を改正する法律施行により、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されたため、労働基準法における賃金請求権の消滅時効期間等を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる法案を2月4日に第201回国会(令和2年常会)提出した概要です。

①賃金請求権の消滅時効期間の延長等

- ・賃金請求権の消滅時効： 令和2年4月施行の改正民法と同様に5年に延長
- ・消滅時効の起算点が客観的起算点(賃金支払日)であることを明確化
 ※退職手当(5年)、災害補償、年休等(2年)の請求権は、現行の消滅時効期間を維持

②記録の保存期間等の延長

- ・賃金台帳等の記録の保存期間： 賃金請求権の消滅時効期間と同様に5年に延長
- ・割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間： 同上(5年に延長)

③施行期日、経過措置、検討規定

- ・施行期日： 改正民法の施行の日(令和2年4月1日)
- ・経過措置： 賃金請求権の消滅時効、賃金台帳等の記録の保存期間、割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間は、当分の間は3年。施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間を適用
- ・検討規定： 本改正法の施行5年経過後の状況を勘案して検討し、必要があるときは措置を講じる

4. 36協定作成の注意点

- ①建設業はその事業で働いている方全員に、上限規制が適用されません。
- ②運送業は「自動車運転の業務」に携わる方のみ上限規制が適用され、事務職の方や自動車整備等の方は、上限規制の適用を受けませんので、36協定書作成にはご注意ください。
- ③新様式の記載欄下部にある「上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。」

☐←✓を必ず入れる

- *労使協定書のため、提出される方が窓口で✓を入れることはできません。
- ④経過措置期間中は上限規制が適用されないため、従前の様式で届出出来ます。ただし、経過措置期間中でも、上限規制に対応できる場合には、新しい様式で届出出来ます。
 ※進めよう働き方改革:<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>で、「2020.01.30「時間外労働の上限規制」ページを更新しました」をクリックすると、①時間外労働の上限規制(その2)36協定届記載のポイント(8分54秒)の視聴、②「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」などをダウンロードできます。参考にされることをお勧めします。

地域の会員企業紹介

結婚相談所 Enishell

業種 結婚サービス業
事業内容 完全出張型・1年未満でのご良縁をフルサポートする結婚相談所です。
 入会お試しプランもありますのでお得に婚活を始められます！

代表者 草間 裕美
住所 茅ヶ崎市浜竹 2-2-46
電話 080 (4122) 1715
FAX 0467 (53) 9963
URL <https://enishell.jp/>
メール kusama-h@enishell.jp



合同会社 湘南旅行舎

業種 旅行業
事業内容 ①湘南発の国内旅行（団体・個人）
 ②湘南への国内旅行（団体・個人）
 ③中国語アテンド業務請負
 （アテンド通訳、法人イベント）
 宿泊、運輸手配、団体旅行幹事代行サービス、
 各種旅行イベント企画は地元の湘南旅行舎へ
 お任せください。

代表者 渡邊 聡
住所 茅ヶ崎市本村 4-2-36-902
電話 070 (6468) 8462
FAX 0467 (33) 4655
URL <https://shonants.com/>
メール shonants@outlook.jp



メガネのルック

業種 眼鏡小売り
事業内容 眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器販売
 時計電池・バンド交換

代表者 石上 雅裕
住所 寒川町岡田 1-20-1
電話 0467 (75) 8683
FAX 0467 (75) 8683
URL <http://meganenolook.g1.xrea.com/>
メール meganenolook_8683@ybb.ne.jp



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！
 企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
- カラー全面（中頁） → **20,000円**
- カラー半面（中頁） → **10,000円**
- カラー1/3面（中頁） → **5,000円**
- カラー1/4面（中頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。
 ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました♪ 会員訪問

vol.030 藤沢の小料理「さかねや」さん



▲「宮崎産鶏のたたき・焼き鳥」。
 素材本来の旨味を生かした一品。



▲豊洲市場や産地直送の旬食材を中心に
 仕入れています。



▲馬肉の旨味と甘味を生かした
 熊本名物の「馬刺し」を提供。

こだわりの和食を提供する居心地のいい小料理屋

藤沢駅南口から徒歩3分。アクセスが便利な場所にある「さかねや」は、旬素材の和食を提供する小料理屋さんです。「以前からあったこのお店のファンで、ずっと通っていたんです。ある日、店を閉めるという話を聞いて、それは困るもったいない!と、私がオーナーになりました」。そう話すのは司法書士の坂根隆志さん。「さかねや」として、2017年3月にリニューアルオープンしました。

坂根さんをはじめ、和食ファンの舌を唸らせているのが料理長の大塚三生(おおつかみつお)さんです。18歳から日本料理の世界に身を置き、食材へ深い関心を寄せ、四季折々の和食を提供し続けています。

お店は地下にありとても静かです。テーブル席とカウンター席の20名ほどで満席となるほどよい広さもあり、つい長居したくなる落ち着いた雰囲気の魅力です。「私自身、カウンターが好きだったので、一人でゆっくりくつろげる広めのカウンターテーブルを作りました」(坂根さん)。

人気料理ベスト3は、宮崎県より産地直送で仕入れる『宮崎産鶏のたたき・焼き鳥』。約7種の魚介類を盛り付けた『季節のお造り盛合せ』。そして、新鮮な馬肉が味わえる『熊本産馬刺』。どれも日本酒との相性は抜群です。「日本酒銘柄も各種揃っていますので、どうぞお気軽にお立ち寄りください!」



▲オーナーの坂根隆志さん(右)と日本料理歴42年の料理長・大塚三生(おおつかみつお)さん。

好みの食材や
 食べたいものがありましたら、
 ぜひリクエスト
 してください!



▶季節の料理いろいろ。お酒を飲まない方のための「定食」も好評。



▲テーブル席のほかカウンター席も。14名様からの貸切にも対応しています。

▶緑の看板が目印。外に「喫煙席」も完備。



小料理 さかねや

神奈川県藤沢市南藤沢4-11 第5榎本ビルB1F

☎0466-24-1958

《営業時間》17:00~23:00(月曜定休)

JR藤沢駅・小田急藤沢駅から徒歩3分

HP: <http://sakaneya.com>

湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

経理代りの メリット

↑
生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化

↓
コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減

🌀
本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減

👤
属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避

⚙️
不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の サービス 内容



記帳



給与計算



銀行振込



請求書発行

書籍をご希望の方はご連絡下さい。プレゼントいたします。 担当：薄井

TEL 0466-21-8601

FAX 0466-25-6968

『社長さん！ 経理はプロに任せなさい！』

主な内容

- ▶ 会社が倒産するたったひとつの理由
- ▶ その経理でほんとうに大丈夫ですか？
- ▶ 経理を「見える化」してスリムにする
- ▶ 経理を「標準化」して生産性を上げる
- ▶ 経理を「アウトソーシング」して会社を成長させる

湘南経理代行株式会社

〒251-0025 神奈川県藤沢市鵜沼石上1-1-15 藤沢リラビル

TEL：0466-21-8601 FAX：0466-25-6968

<http://経理代行.jp/shonan/>

